

産業廃棄物の種類の略称

1 産業廃棄物の種類の略称

名簿中の表示	種類	名簿中の表示	種類
燃え殻	燃え殻	金属くず	金属くず
汚泥	汚泥	ガラスくず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
廃油	廃油	鋳さい	鋳さい
廃酸	廃酸	がれき類	がれき類
廃アルカリ	廃アルカリ	家畜ふん尿	家畜ふん尿
廃プラ	廃プラスチック類	家畜の死体	家畜の死体
紙くず	紙くず	ばいじん	ばいじん
木くず	木くず	13号廃棄物	13号廃棄物
繊維くず	繊維くず	石綿含有産廃	石綿含有産業廃棄物
動植物性残さ	動植物性残さ	水銀使用製品産廃	水銀使用製品産業廃棄物
動物系不要物	動物系固形不要物	水銀含有ばいじん等	水銀含有ばいじん等
ゴムくず	ゴムくず	自動車等破砕	自動車等破砕物

2 特別管理産業廃棄物の種類の略称

名簿中の表示	種類	
引火性廃油	廃油（産業廃棄物である揮発油類、灯油類及び軽油類(引火点70℃未満のもの)）	
腐食性廃酸	廃酸（pHが2.0以下のもの）	
腐食性廃アル	廃アルカリ（pHが12.5以上のもの）	
感染性	感染性産業廃棄物	
特定有害産業廃棄物	廃PCB	廃ポリ塩化ビフェニル等
	PCB汚染物	ポリ塩化ビフェニル汚染物（廃PCB及びPCBを含む廃油）
	PCB処理物	ポリ塩化ビフェニル処理物
	廃水銀等	廃水銀等
	指定下水汚泥	指定下水汚泥
	廃石綿等	廃石綿等
	鋳さい	鋳さい（金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準）に適合しないもの
	ばいじん	ばいじん（政令で定める施設において生じたものであって、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準」に適合しないものなど）
	燃え殻	燃え殻（政令で定める施設において生じたものであって、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準」に適合しないものなど）
	廃油	廃油（政令で定める施設において生じた廃溶剤）
	汚泥	汚泥（政令で定める施設において生じたものであって、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準」に適合しないものなど）
	廃酸	廃酸（政令で定める施設において生じたものであって、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準」に適合しないものなど）
	廃アルカリ	廃アルカリ（政令で定める施設において生じたものであって、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準」に適合しないものなど）

3 特別管理産業廃棄物の特定有害産業廃棄物に係る有害物質名

名簿中の表示	有害物質名	名簿中の表示	有害物質名
水銀	水銀又はその化合物	I I	1,1-ジクロロエチレン
カドミウム	カドミウム又はその化合物	シス I	シス-1,2-ジクロロエチレン
鉛	鉛又はその化合物	I I I	1,1,1-トリクロロエタン
有機燐	有機燐化合物	I I II	1,1,2-トリクロロエタン
六価クロム	六価クロム化合物	I III	1,3-ジクロロプロペン
砒素	砒素又はその化合物	チウラム	チウラム
シアン	シアン化合物	シマジン	シマジン
PCB	ポリ塩化ビフェニル	チオベン	チオベンカルブ
トリ	トリクロロエチレン	ベンゼン	ベンゼン
テトラ	テトラクロロエチレン	セレン	セレン又はその化合物
ジクロロ	ジクロロメタン	ジオキサン	1,4-ジオキサン
四塩化炭素	四塩化炭素	DXN	ダイオキシン類
I II	1,2-ジクロロエタン		